

お知らせ

◆令和元年台風第19号災害義援金・第2次配分を行いました

埼玉県・日本赤十字社・共同募金会へ寄せられた義援金の第2次配分が行われ、市には60万円が配分されました。

市内に配分された義援金は、市内在住で居住していた住宅が半壊または床上浸水した方に配分しました。

詳しくは左記へお問い合わせください。

☎福祉推進課 ☎963-9223

◆防災行政無線の試験放送

5月11日(月)～14日(木)、午前8時30分～午後5時。予備日15日(金) 因放送内容は、次のとおりです。「こちらは防災しがやです。ただ今から試験放送を行います。これで試験放送を終わります」 圏危機管理課 ☎963-92805

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験

全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国

らの緊急情報を確実に皆さんへお伝えするため、防災行政無線を用いて試験放送を行います。

5月20日(水)、午前11時から

☎「これは、Jアラートのテストです(3回)。こちらは、防災しがやです」 圏危機管理課 ☎963-92805

◆農家の賃借料について

市内の農地の実勢賃借料を公表します。平成31年(2019年)1月～令和元年(2019年)12月に締結

市内全域	平均額	最高額	最低額
田(水稲)	5,000円	5,000円	5,000円
畑(普通畑)	11,000円	15,000円	10,000円

令和2年(2020年)4月1日公表

年(公告)した賃借料における賃借料水準(10坪当たり)は、下表のとおりです。農地の貸し借りの目安にご活用ください。

◆令和元年(2019年)度男女共同参画に関する苦情申し出の処理状況を公表します

市では、越谷市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進を妨げる事案に対する

防災行政無線の屋外拡声子局の設置工事を実施しています

市では、運用中の防災行政無線の機能強化を図るため、デジタル化再整備を令和3年(2021年)3月まで実施しています。市内全域でスピーカーの設置や移設、撤去を順次行いながら高性能スピーカーへの切り替えや、配置を変更するため、これまでと放送の聞こえ具合が変わります。

工事の際には、通行止めや、作業音が生じ、近隣住民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

☎危機管理課 ☎963-9285

苦情があった場合、苦情処理委員が適切に処理することとして

います。苦情処理委員は、毎年市長に処理状況を報告することになっていきます。

なお、令和元年度の苦情申し出はありませんでした。過去の苦情申し出の処理状況等は、情報公開センター(本庁舎2階)または市ホームページでご覧いただけます。

◆5月～6月は「不正大麻・けし撲滅運動」の実施期間です

因大麻の不正栽培・所持は犯罪です。けしには法律で栽培が禁止されている種類があります。大麻は「海外では合法化されているから善くない」などと誤った情報が拡散され、若年層への

乱用の拡大が懸念されています。正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。大麻やけしを発見したら左記へご連絡ください。

◆越谷・松伏水道企業団代表電話の自動音声案内について

5月1日(金)から、代表番号(☎966-3931)への問い合わせは自動音声のご案内に変更となります。音声案内にしたがって、番号を選択すると担当課につながります。

また、各担当に直接つながる番号がありますので、次の要件の場合は、直接その番号にお問い合わせください。

☎越谷・松伏水道企業団▽水道の使用開始・中止について：☎960-5660、▽水道の料金について：☎966-3932、▽漏水・水の濁り等について：☎972-5793

◆9月の日曜日の野球場貸し出し(抽選)希望者の申し込みを受け付けます

因「まんまるよやく」に登録している市内のチーム(登録はスポーツ振興課へ) 5月1日(月)～6日(土)に電子申請で申し込み。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎スポーツ振興課 ☎963-9284

マイナンバーカードを作って暮らしを便利にしませんか

特に記載のない場合、圏内市民課マイナンバー担当(本庁舎1階) ☎940-8660 4. マイナンバーについて は圏内マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-9510178

◆マイナンバー通知カードを廃止します

5月25日(予定)のデジタル手続法の一部改正により通知カードが廃止されることに伴い、マイナンバーの通知方法および通知カードの取り扱いを左記のとおり変更します。

◆今後のマイナンバーの通知方法

出生や入国等によりマイナンバーを通知する際は、通知カードに代わり「個人番号通知書」が送付されます。個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。

◆通知カードの取り扱い

5月25日以降、通知カードの再交付、住所・氏名等の記載内容の変更は行いません。再交付等が必要な方は、市役所で早めの手続きをお願いします。最新の住所・氏名等が記載された通知カードは、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

◆マイナンバーカードを作りましょう

マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得できます。

◆マイナンバーカード交付の休日窓口(予約制)

5月10日(日)・24日(日)、午前9時～午後4時 因個人番号通知書兼照会書が届いた方 因事前に電話で市民課マイナンバー担当へ

◆マイナンバーカード交付の受け取り方法

市役所から案内をお送りします。案内が届いたら電話で受け取り日時を予約のうえ、必ずご本人がお越しください。申請からお渡しまでは約1カ月半程度かかります。

◆マイナンバーカード交付の申し込み

前などに迷惑な放置自転車が多く見られます。これらは通行の妨げとなるだけでなく、倒れて歩行者にけがを負わせる可能性があるほか、消防や救急活動などの妨げになります。駅等を利用する場合は、人に迷惑をかけるないように、駐輪場を利用しましょう。

◆放置自転車はやめましょう

駅前では、点字ブロック上やタクシー乗り場、商店

☎9185

近年、自転車に関係する事故が増え、自転車どうしによる交通死亡事故も発生しています。自転車に乗るときは、「自転車安全利用五則」を守り安全に利用しましょう。

◆自転車安全利用五則

- 一 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 二 車道は左側を通行
- 三 歩道は歩行者優先で、上やタクシー乗り場、商店
- 四 安全ルールを守る
- 五 子どもはヘルメットを着用

☎9185